

予され、認定から3年間、検討する時間を確保できることである。

持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行するパターンとして、社会医療法人、特定医療法人、一般の持分なし医療法人、基金拠出型医療法人がある。持分をもち続けて現状維持の場合には持分に対する相続税の支払いが出てくる。

事業承継をする時に、個人事業と法人事業では法人事業の方が保険医療機関の番号も変わらないため継続性があり、承継しやすい。個人事業だと、たとえ親子であっても今までの開設管理を全て止め、新しく開設管理をし直さなければならず、保険医療機関番号も変更となってしまう。

相続対策には、税金対策と財産承継対策の2つがある。相続のタイミングは選べないため、土地の価格や株価が高い時、病院事業に利益が出ている時に相続することになれば税金負担が重くなる。理事長の退職金を支払う時や病院を建て替える時等、一瞬、医療法人の持分評価が安くなる時が相続税対策をするタイミングである。継続して相続税対策を行う方

法としては、110万円までは毎年非課税で贈与できるので、毎年贈与を繰り返すことである。

贈与税には非課税の取り扱いが多数ある。贈与税の配偶者控除といって、婚姻関係が20年以上経過した夫婦の場合、居住用不動産が贈与された場合は2,000万円まで非課税となる。さらに、教育資金の一括贈与は、受贈者一人につき1,500万円まで非課税となるので、これを上手に使いえば医師である後継者を育てられる。

また、養子縁組という方法もあるが、家族関係を整理しなければならないので、単純に税金対策のことだけで考えることはできない。相続税法上、法定相続人に加えられる養子の数は、実子がいる場合には1名、実子がいない場合には2名までと制限されている。

さらに、生命保険も活用することができる。メリットとしては、生命保険金を現金で受け取ることができること、受取人を指定できることであり、遺言書を書くよりも簡単なので検討していただきたい。

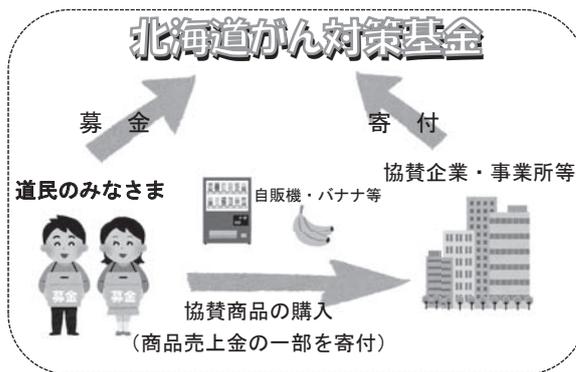
～がんに負けない社会の実現を目指して～

北海道がん対策基金「募金箱」「寄付つき自動販売機」設置にご協力をお願いします！



アクリル製
幅12cm、奥行き9.7cm、高さ17.9cm

「がんになっても安心して暮らせる社会づくり」を目標に、平成27年2月、北海道が中心となり、道内企業をはじめ各種団体や道民の皆様などからの募金や寄付を財源とした基金を設立しました。これまで、募金箱は21医療機関、自販機は11医療機関で17台設置いただき、当協会ホームページで紹介させていただいております。道民の方々にご協力をいただくための募金箱・寄付つき自販機の設置について、ご検討をお願いします。



お気軽にお問い合わせください

ベンダー割当者がお伺いします。

ベンダーと契約を結びます。

自販機の設置が完了します。



設置自販機の例

(北海道医師会館の1階にも設置済)

お問い合わせ先

【北海道がん対策基金事務局】
札幌市東区北26条東14丁目1番15号
公益財団法人北海道対がん協会経営管理部企画課
TEL：011-748-5511

基金に寄せられた善意は、このような事業に役立てられます

- ◎がん患者・家族への支援
- ◎小児がん患者・がん教育への支援
- ◎情報提供・普及啓発
- ◎がん検診の受診促進、予防対策